

精神障がい者の福祉施策充実について（回答）

■ 提出者：倉吉市精神障がい者家族会、中部精神障がい者家族会

■ 受付日：令和4年10月20日

■ 回答日：令和4年11月24日

1. 精神障がい者への特別医療助成について

【回答：保険年金課 Tel 22-8151】

精神障害者保健福祉手帳3級所持者の方に対する特別医療費助成の拡大については、新年度予算に向けて協議を進めていきます。

本人市民税非課税者の方への対象拡大については、制度全体への影響を考えると、費用が大幅に増加することから、市の財政状況を考慮すると困難です。

2. 精神障がい者の雇用及び定着支援促進について

【回答：職員課 Tel 22-8164】

令和4年6月1日時点において、倉吉市役所では身体障がい者11人、精神障がい者5人の計16人を雇用しています。今年4月に精神障がい者1人を新たに雇用しました。それぞれ庁内各課に配属され、事務補助業務に従事していただいています。

ハローワーク倉吉が開催する「障がい者就職面接会」に毎年参加し、市役所での就労を希望する障がい者の方を採用しており、今後も継続していく考えです。

3. 精神保健教育の小・中学校への本格導入について

【回答：学校教育課 Tel 22-8166】

昨年度の回答しました、「中学校生徒の健康教育」については、コロナウイルス感染拡大のため、実施することができませんでした。

来年度以降は、支援者の方に同席していただきながら交流していきたいと考えています。

また、本年度はスクールカウンセラーに職員研修として、「心理教育」を実施、または実施予定の学校が小学校では3校、中学校では3校あり、今後も各小中学校で実施をしていきたいと考えています。

発達障がいについての理解を深める学習は、各学校が毎年実施しており、特別支援学級児童生徒の理解につながっています。今後も継続して実施していきます。

4. 精神障がいを人権問題として捉え、住民啓発をしてほしい

①相談や受診の呼びかけを積極的に進めてほしい。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

相談や受診をすすめていくには、こころの不調を抱える本人だけでなく家族や友人、同僚など周囲で接する人がこころの健康について認識を深め、こころの不調に対して早期に気づいていくことが必要となります。早期に気づいていくこと、相談へ繋げていくこと、その際の相談窓口等について、幅広く市民に対して周知を継続して行なっていきます。

- ・市報、ホームページによる相談窓口の紹介
- ・こころの健康づくり講演会の開催（令和5年3月開催）
- ・睡眠・うつ病予防リーフレット配布による啓発（乳幼児健診、成人式等で啓発）

②精神障がいの人権問題として捉え、住民啓発をしてほしい。

【回答：人権政策課 Tel 22-8130】

本市では、障がいのある人の人権を尊重する社会づくりを目指し、市民の人権意識を高めるための研修、広報等、各種啓発事業を行うとともに、就学前教育、学校教育及び地域での学習機会の充実に努め、障がいのある人に対する理解や支援の促進を図っています。

また、各地域に同和教育推進員を配置し、コロナ禍においても学びの機会を絶やさぬよう、同和（人権）教育町内学習会、各種講座を開催しているところではありますが、市民に対し、精神障がい者への正しい理解を啓発するよう研修テーマとして取上げるなど、対応を行ってまいります。

③職員への啓発と市民への相談体制の充実

【回答：職員課 Tel 22-8164】

本市では、毎年、全ての課（部）が学習テーマを決めて「職場内人権学習会」を実施しています。今年度の職場内人権学習会は、これから年度末にかけて実施していきますので、学習テーマのひとつとして「障がいに対する正しい認識や配慮」を掲げ、庁内全体で理解を深めていきたいと考えています。そのうえで、業務内容や職場環境への配慮を行い、定着促進を図っていききたいと考えています。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

精神障がいを含む障がいのある方やその家族などの一般的な相談については、中部障がい者地域生活支援センターや倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい、市福祉課でお受けし、必要に応じて障害福祉サービスの提供などの支援をしております。